

かでなっ子を守る！

「安全で安心」



嘉手納っ子のために

もくじ

1. 交通安全

(1) 登下校

- ① 登下校時の安全について ・北区コミュニティセンターとなりの駐車場をご利用ください
- ② 校内の乗り入れ （許可証が必要です）

(2) 自転車の正しい乗り方

- ① 無灯火は危険！
- ② 自転車と歩行者の事故について（保険加入のご検討を）
- ③ ヘルメット着用の努力



2. 校内の安全（ セキュリティー強化に努めます！ ）

(1) 不審者対策

不審人物の校内立ち入りを防ぐためにも、校内へ立ち入る方の確認をします。

(2) 3か所の門を閉じます （運動場側・正門・幼稚園側）

(3) 防犯のため「戸締り」します

午後4時45分以降は校内に入ることはできません（部活動等を除く）



3. 嘉手納っ子の健やかな成長のために

(1) 朝の交通安全指導ボランティアの皆さんが頑張ってくださっています。

(2) てくてく登校（徒歩登校）のすすめ

1. 交通安全

(1) 登下校

① 登下校時の安全について

子ども達の安全を守るため、保護者の事故を防ぐため、

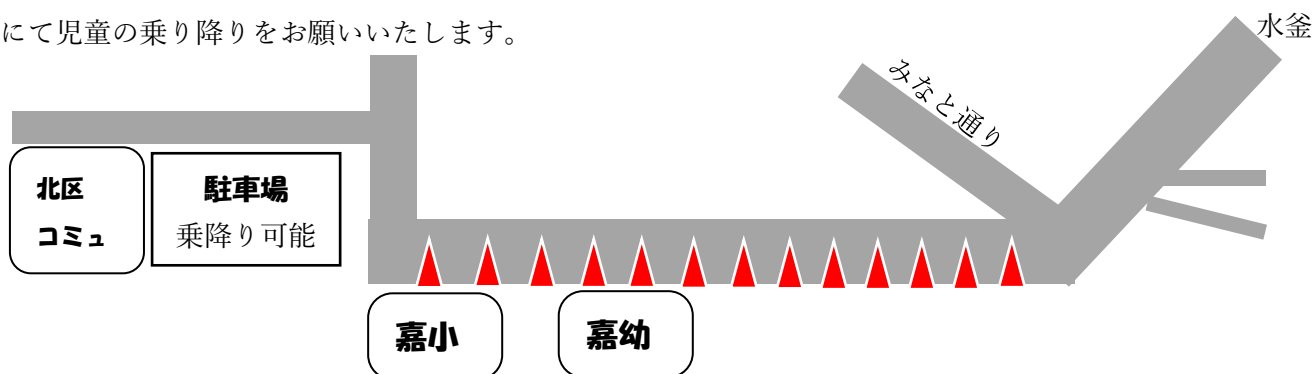
学校前の路上での「停車」をご遠慮ください。

そのため、嘉手納町役場の道路管理者（都市建設課）のご指導の下、カラーコーンを設置します。

送迎が必要なときは、「北区コミュニティセンター+となりの駐車場」か、「学校から少し離れた場所」にて児童の乗り降りをお願いいたします。

駐停車禁止区間
を設定します。

下図 ▲ の区間



車が停まっていると通行車両がセンターラインをはみ出してしまい、たいへん危険です。

今年度も、何度も**危険な場面**があります。

- 「子どもを降ろすため停車している車」を追い越すため対向車線に入った車と通常走行した車の「あわや正面衝突！」
- 「停車して、子どもを降ろした後」に発進した車・・・追い越そうとした車に気づかず接触事故
- 「歩道より停車した車から降りようとドアを開けた」ときに、歩道を歩く人にドアが当たる・・・



事故が起きてからでは遅い！ という認識のもと、安全対策をしていますので、

送迎なさる保護者の皆様にもご理解とご協力をお願いいたします。

重要!

「子ども」を 事故から守る！

「保護者」を 被害者にも 加害者にもしない！

注意

学校周辺にお住まいの方の生活を守る

「自宅前に停車しているおかげで、自宅から出られない！」

「子どもを降ろす、その1台はほんのわずかな時間かもしれないが、

何台も入れ替わり停められる、住民のことも考えられないのか！」

学校周辺道路に面している住民の方から何度もご注意がありました。

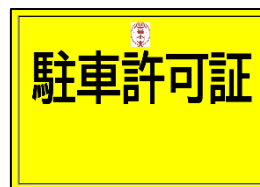
住みよい街づくりは、思いやりとマナーから



「住宅前での停車はおやめください！」

③ 校内の乗り入れは「許可証」が必要です。

朝は嘉手納町の送迎バスの運行やたくさんの
園児・児童が登園・登校のために歩いています。



フロントガラス
に提示

校内への（幼稚園前：体育館への通路も）車の乗り入れをしないようにお願いします。

※「許可証」は、学童・児童デいの送迎職員、ケガ等で配慮が必要な子、学校職員、部活動の大会開催申請した団体に発行しています。（ご相談は、嘉手納小 教頭まで）

(2) 自転車の正しい乗り方

沖縄県警察署の資料



自転車の交通ルール



自転車利用Q & A

① 自転車の無灯火は危険です

町内で（特に中高生の）無灯火で自転車運転が見られます。自動車から「自分の身を守ること」、
無灯火による思わぬ事故を引き起こさないためにも「**夜間のライト点灯を！**」

※「夜間は必ずライトを点灯しなければならない。」と定められています。

罰則・・・5万円以下の罰金

② 自転車と歩行者の事故について

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがあるため、万が一の事故に備え、保険加入がすすめられています。



保険加入のご検討と、安全運転の指導をお願いします。

※【参考】（平成25年神戸地裁判決）自転車で坂道を下っていた小学5年生が、高齢の歩行者と衝突し、歩行者の脳に重い障害を負わせ寝たきりの状態にさせた。保護者の監督義務違反を認め、9,250万円の賠償命令を下した。

③ ヘルメット着用の努力

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない」と規定されていましたが、
道路交通法の一部改正（令和4年4月27日公布、1年以内に施行）により、全ての自転車利用者に対し、自転車の乗車用ヘルメット（以下「乗車用ヘルメット」という。）着用努力義務が課されることとなります。

自転車に乗るときは”命を守る乗車用ヘルメット”を積極的にかぶりましょう。

2. 校内の安全（セキュリティ強化に努めます！）

（1）不審者対策

不審人物の校内立ち入りを防ぐためにも、校内へ立ち入る方の確認をします。

- お迎えや、忘れ物を届ける場合には、
事務室内の職員への声かけと受付をお願いします。



保護者の皆様へ

保健室へのお迎え
忘れ物の届けなど
事務室の職員へ
お声かけください

業者等の皆様へ

来校者記録に
ご記名の上
事務室の職員へ
お声かけください

（2）3か所の門を閉じます（運動場側・正門・幼稚園側）

これまでも、「運動場側の門」と「正門」は8時20分ごろに防犯のため閉めています。同様に、今後は「幼稚園側の門」も閉めます。お迎えの際は、北区コミュニティセンター横の駐車場をご利用ください。

※体育館下駐車場は人数が少なく、万が一のことを考え、「児童・園児はいかないように」指導しています。

送迎のための車両と、児童・園児との接触を避けるためでもあります

（子どもを守る！ 保護者を事故当事者にしない！）

（3）防犯のため「戸締り」します

午後4時45分以降は校内に入ることできません（部活動等を除く）

- 放課後、忘れ物を学校に取りくることが無いように、
持ち物など確認しましょう



3. 嘉手納っ子の健やかな成長のために

（1）徒歩登校のすすめ

『嘉手納小学校 PTA の『お知らせ』（4月11日づけ）』

「てくてく徒歩登校」
で身につくこと

- ① 自立心を育てます
- ② 体力が向上します
- ③ 学力の向上につながります
- ④ 社会性ができます
- ⑤ 地域の良さに気づきます



（2）朝の交通安全指導ボランティアの皆さん



現在、12か所で、20名の地域の方々が、朝の交通安全指導を行ってくださっています。ありがとうございます！

保護者の皆様のご協力もお願いします！

おじいちゃん・おばあちゃんのご協力もお待ちしてます！

○子ども達から「すてきな笑顔とあいさつ」をもらえます！